

2018司法試験受験生応援！
辰巳司法試験全国公開模試等開講特別企画

平成30年主要考査委員紹介&出題予想【民法】

前田陽一 立教大学大学院法務研究科教授

【所属大学教員紹介HP】

<http://univdb.rikkyo.ac.jp/view?l=ja&u=1188&sm=affiliation&sl=ja&sp=50>

前田陽一教授（以下「前田教授」といいます。）が新たに平成30年司法試験及び予備試験考査委員（民法・出題委員）に任命されました。

上記教員紹介HPでは、研究分野・キーワードとして、「不法行為法、親族法、相続法、債権総論、環境法」と記載されています。そこで、今回は、法改正議論で話題性があり、膨大な民法の最後の方の分野として受験生が手薄になりがちな親族相続法の分野を中心に述べます。

まず、上記教員紹介HPで、前田教授は、研究テーマについて、「…親族相続法については、身分行為と財産上の法律行為との比較、相続と債権回収など、財産法との交錯領域を中心に研究している。…」と記載されています。そして、司法試験の論文式試験においては、親族相続法のみからの出題がなされたことはなく、財産法との交錯領域から出題されていること（平成28年司法試験でも、利益相反行為（民法826条）、親権者の代理権濫用（民法93条ただし書類推適用）及び親権者の代理権濫用と相続が出題されました。）及び前田教授が「財産法との交錯領域」に関心を持っていることからしましても、親族相続法と財産法との交錯領域には十分に注意した方がよいと思われる。

また、前田教授は、親族・相続の基本書として近時評価の高い、前田陽一・本山敦・浦野由紀子『リーガルクエスト民法VI 親族・相続』（有斐閣、第4版、2017）の著者の1人です。前田教授の主な執筆部分は、婚姻、相続の対象、遺産の共有と分割、遺留分などであり、「財産法との交錯領域」を多分に含んでいます。たとえば、同書の中では、「相続放棄」（P.264～5）、「無権代理人の地位と本人の地位—無権代理と相続」（P.279～284）、「遺産分割と登記」（P.339～340）、「『特定の不動産を相続させる』旨の遺言と対抗問題」（P.396～7）を検討することをお勧めいたします。なお、遺留分減殺請求権に関しては、平成24年司法試験予備試験論文式試験民法で出題されたことがあります。

なお、上記『リーガルクエスト民法VI 親族・相続（第4版）』は466頁もありますので、司法試験直前期に読むのは厳しいという方もいらっしゃると思います。そのような方には、本山敦（平成28年・同29年司法試験考査委員）・青竹美佳・羽生香織・水野貴浩『家族法』（日本評論社、2015）も、260頁とコンパクトでありながら、記述が充実していますので、お勧めできます。

【参 考】

- ・前田陽一ほか『リーガルクエスト民法VI 親族・相続（第4版）』（有斐閣HP）
<http://www.yuhikaku.co.jp/books/detail/9784641179318>
- ・本山敦ほか『家族法』（日本評論社HP）
<https://www.nippyo.co.jp/shop/book/6691.html>

原案作成：辰巳法律研究所教材チーム（スタ論・全国公開模試等担当）

監 修：辰巳専任講師・弁護士 福田俊彦 先生